



発行 東京都

目次

67

告示

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………（環境局総務部環境政策課）…一

告示

●東京都告示第千二百九十一号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第四十八条の規定に基づき、（仮称）日本橋一丁目中地区再開発計画について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月十六日

東京都知事 小池百合子

一 事業段階関係地域の範囲

中央区 八重洲一丁目、八重洲二丁目、八丁堀一丁目、八丁堀二丁目、八丁堀三丁目、京橋一丁目、京橋二丁目、新川一丁目、新川二丁目

千代田区 丸の内一丁目及び大手町二丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

日本橋二丁目中地区（4-12番街区）再開発準備組合

理事長 近藤 昌義

中央区日本橋一丁目八番三号

三 対象事業の名称及び種類

（仮称）日本橋一丁目中地区再開発計画

高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央区日本橋一丁目に位置する事業区域（面積約三ヘクタールに、国際競争力の強化に資する金融・ライフサイエンス拠点及び国際都市東京の魅力発信空間を形成する市街地再開発事業であり、計画地は、東京都環境影響評価条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」（特定の地域）に位置している。

間を形成する市街地再開発事業であり、計画地は、東京都環境影響評価条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」（特定の地域）に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要
事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

- (一) 期間 平成二十九年八月十六日から同年九月十四日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
- (二) 時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで

- (三) 場所 ア 中央区環境土木部環境政策課 中央区築地一丁目一番一号
- イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課 千代田区九段南一丁目二番一号
- ウ 東京都環境局総務部環境政策課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階
- エ 東京都多摩環境事務所管理課 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

- (一) 提出方法 持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十九年九月二十九日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一号

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

本事業は、「東京都環境影響評価条例」(昭和55年10月 条例第96号) 第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域(特定の地域)」における「東京都環境影響評価条例施行規則」(昭和56年8月 規則第134号) 第52条に規定する「高層建築物の新築」に該当するため、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目の中から、地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行った。
環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(5)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
大気汚染	<p>①工事の施行中</p> <p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.070ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を上回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は48.9%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.056mg/m³であり、環境基準値(0.10 mg/m³)を下回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は18.1%である。</p> <p>なお、工事の施行中は、建設機械の稼働による寄与率を極力少なくするため、建設機械の集中稼働を行わないよう工事工程の平準化に努めるとともに、第三次排出ガス対策型建設機械等の採用に努める。また、建設機械の不必要なアイドリングの防止やJISに適合した燃料の使用を徹底するなど、環境保全のための措置を確実に実施することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への負荷の低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働による寄与率は大きいですが、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は低減されると考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.045ppm～0.049ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満～0.3%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.049mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
大気汚染 （つづき）	<p>②工事の完了後</p> <p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.044ppm～0.049ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。また、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満～0.5%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.045mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。また、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>【地下駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.048ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は8.5%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.048mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%である。</p> <p>なお、駐車場内にはアイドリングストップの看板等を設置するなど、アイドリングストップの周知を図る。</p> <p>以上のことから、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は環境基準値を下回り、更には上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、地下駐車場の供用に伴う大気質への影響は、より一層低減されると考える。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.045ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。また、熱源施設の稼働に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、熱源施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>騒音・振動</p> <p>①工事の施行中</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】</p> <p>工事開始10ヶ月目の建設作業騒音レベル(L₁₀)は最大78dB(計画地南側敷地境界)であり、評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年12月 条例第215号) (以下「環境確保条例」という。)の勧告基準値(85dB)を下回る。また、本工事では、ジャイアントブローカーによる解体以外の作業も同時に進めるが、解体以外の作業に適用される勧告基準値(80dB)も下回っている。</p> <p>工事開始34ヶ月目の建設作業騒音レベル(L₁₀)はC/D規制機を用いた地中障害物撤去の影響が支配的な地点において、最大80dB(計画地東側敷地境界)であり、評価の指標とした「環境確保条例」の解体以外の作業に適用される勧告基準値(80dB)以下である。</p> <p>なお、解体以外の作業に係る建設作業騒音レベル(L₁₀)については、敷地境界において、解体以外の作業に適用される勧告基準値(80dB)以内となるよう施工するものとする。</p> <p>工事の施行中は、建設作業騒音を極力小さくするため、低騒音工法の選択、建設機械の配置への配慮等、適切な工事方法を検討するなどにより、建設機械の稼働に伴う影響のさらなる低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設作業騒音レベル(L₁₀)は勧告基準値以下であり、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の影響は低減されると考える。</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
騒音・振動 （つづき）	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】</p> <p>工事開始10ヶ月目の建設作業振動レベル(L₁₀)は最大68dB(計画地南側敷地境界)であり、評価の指標とした「環境確保条例」の勧告基準値(75dB)を下回る。また、本工事では、ジャイアントブローカーによる解体以外の作業も同時に進めるが、解体以外の作業に適用される勧告基準値(70dB)も下回っている。</p> <p>工事開始34ヶ月目建設作業振動レベル(L₁₀)はジャイアントブローカーを用いた解体作業(地中障害物撤去)の影響が支配的な地点において、最大73dB(計画地東側敷地境界)であり、評価の指標とした「環境確保条例」の勧告基準値(75dB)を下回る。ここで、解体以外の作業に適用される勧告基準値(70dB)を上回り、最大値(73dB)相当の振動レベルが出現するお、ジャイアントブローカーを用いた解体作業(地中障害物撤去)が行われる都道316号(昭和通り)の道路敷地内の限られた範囲である。</p> <p>なお、解体以外の作業に係る建設作業振動レベル(L₁₀)については、敷地境界において、解体以外の作業に適用される勧告基準値(70dB)以内となるよう施工するものとする。</p> <p>工事の施行中は、建設作業振動を極力小さくするため、建設機械の配置への配慮等、適切な工事方法を検討するなどにより、建設機械の稼働に伴う影響のさらなる低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設作業振動レベル(L₁₀)は勧告基準値を下回り、更には上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う建設作業振動の影響はより一層低減されると考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L₁₀)は昼間で69dB～73dBである。一部の地点において、評価の指標とした環境基準(昼間70dB)を上回るが、現地調査ですべてに環境基準を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル(L₁₀)は昼間で32～48dB、夜間で27～46dBであり、「環境確保条例」の規制基準値(昼間65dB・夜間60dB)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は昼間で1dB未満～1dB、夜間で1dB未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考える。</p> <p>①工事の完了後</p> <p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】</p> <p>【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】</p> <p>計画地近傍の重要な地点における計画地内の建築物による冬至日の日影は、地点C(福留児童公園)では約40分増加するが、地点A(日本橋南西橋詰)では約20分減少し、地点B(江戸橋南東橋詰)では日影時間は変化しないことから、計画建築物による日影の影響は小さいと考える。</p> <p>また、計画建築物によって生じる1時間以上の日影は、日影規制の対象区域には及ばない。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準を満足すると考える。</p>

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
電波障害	<p>①工事の完了後</p> <p>【建築物等の設置による進へい障害及び反射障害】境界から南西方向に最大距離約200mの範囲に、果城局の進へい障害は南西方向に最大距離約620mの範囲に、衛星放送の進へい障害は、敷地境界から北北東方向及び北東方向に最大距離約300mの範囲に生じると予測するが、工事の進捗によりテレビ電波の受信障害が発生する前に適切な対策を講じる。</p> <p>以上のことから、テレビ電波の受信障害を起さないと考える。</p>
風環境	<p>①工事の完了後</p> <p>【平均風向、平均風速の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】</p> <p>防風対策を考慮した場合、計画建築物の建設後の風環境は、計画建築物の建設前と比較すると、44地点で領域が変化し、領域が下がる（風速が小さくなる）地点が3地点、領域が上がる（風速が大きくなる）地点が41地点であった。領域が上がる地点の内訳は、領域B（低中層市街地相当）となる地点が35地点、領域C（中高層市街地相当）となる地点が6地点となり、領域D（強風地域相当）となる地点はなかった。</p> <p>また、建設前に領域Cであった地点を除く防風対策を考慮しない場合に領域Cであった15地点のうち9地点は領域Bとなる。</p> <p>以上のことから、工事の完了後の風環境は、計画地及びその周辺の街並みとして許容される風環境であると考える。</p>
景観	<p>①工事の完了後</p> <p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>計画地周辺の主な景観構成要素は、建築物（歴史的建造物、超高層建築物、その他の中高層建築物）、日本橋川、道路、樹木等である。本事業では、計画地内の日本橋野村ビル旧館は耐震補強等を施して保存する計画であり、新たに建設する超高層建築物や広場等についても、景観構成要素を大きく変化させることはない。</p> <p>また、本事業では、現況の水辺に近づきにくい沿川の状況を改善し、地区の歴史・文化や水辺環境を活かした親水性の高いオープンスペースネットワークを整備する方針である。</p> <p>以上のことから、首都にふさわしい風格のある景観形成と水辺を生かした魅力的な都市空間の創出が図られると考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>工事の完了後は、計画建築物が眺望を変化させる要素となるが、新たな建造物は、計画地内に保存する日本橋野村ビル旧館と調和した色彩・ファサード等とすることから、近景域から中景域においては日本橋地区の歴史と文化を継承した都市再生事業の建築物の一つとして認識され、遠景域では、計画建築物は東京の都市再生により新たに建設された建築物群の構成要素の一つとして認識されると予測する。</p> <p>以上のことから、首都にふさわしい風格のある景観形成が図られると考える。</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
景観（つづき）	<p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>工事の完了後の地域全体の形態率は、現況と比較して6.2%～10.7%増加する。</p> <p>日本橋のある国道1号（中央通り）側は、高層部をセットバックさせ、手前に広場や低層部を配置し、さらに、周辺建物との軒線の連続性（表情線の形成）や、足元空間における商業の賑わい、商業の顔づくりによって、沿道周辺の街並みとの調和を図る等の手法により、圧迫感の軽減を図るものとする。</p> <p>計画建築物の高層部が面する都道316号（昭和通り）側については、歩道状空地に防風植栽を兼ねた常緑高木を植栽し、圧迫感の低減を図るものとする。</p> <p>以上のことから、圧迫感の軽減が図られると考える。</p>
史跡・文化財	<p>①工事の施行中</p> <p>【計画地内の文化財の現状変更の程度及び周辺地域の文化財の損傷等の程度】</p> <p>計画地内の都指定旧跡「名水白木屋の井戸」については、井戸は既に消失しており、石神は平成16年に日本橋一丁目交差点角から移設再現したものである。現在の位置は道路拡幅部にあたることから、石神及び銘板等は東京都教育委員会の許可及び指示を受けて、計画地内の適切な場所に移設する等の措置を行う。</p> <p>計画地内重要文化財（建造物）「日本橋」については、本事業の工事による影響が及ぶことがないよう、施工区域の周囲に仮囲いを設置し、地盤の変形を抑制する適切な工事を実施する。また、デザインフェルによる場水は地盤沈下が生じないよう配慮した計画とする。</p> <p>以上のことから、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考える。</p> <p>【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】</p> <p>計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、既に調査済みであり、計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない範囲については、東京都教育委員会からの指示、中央区教育委員会との協議に基づき適切な対応を図る。工事の施行中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合には、「文化財保護法」に基づき、中央区教育委員会等関係機関と協議を行い、適切な対応を図る。</p> <p>以上のことから、本事業の実施により、埋蔵文化財包蔵地の保存及び管理に支障は生じないと考える。</p> <p>②工事の完了後</p> <p>【文化財の周辺の環境の変化の程度】</p> <p>本事業は本地域の上位計画の方針に基づき、日本橋川沿いエリアの拠点にふさわしい都市再生を行うものであり、計画地に近接する国指定重要文化財（建造物）「日本橋」、移設等の措置を行う計画地内の東京都指定旧跡「名水白木屋の井戸」の石神等について、文化財等の価値や保存・管理に影響を与えるような要因はなく、文化財等の周辺の環境の変化はないと考える。</p>

発行 東京部
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 郵便番号 163-8001
 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

